平成２６年（フ）第３３３号
沖縄県那覇市松川１丁目６番24号　コーポラスだいわ５―402
債務者　石垣　智史
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月30日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１０２号
千葉県木更津市永井作290番地１　山田ハイツ201
債務者　竹内　敏江（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１０３号
千葉県木更津市朝日２丁目８番20号　コーポ清水102号
債務者　秋山　博
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１０４号
千葉県木更津市朝日２丁目８番20号　コーポ清水102号
債務者　秋山　弘子
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１８６号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目２番８号　ジュネスカメダ203
債務者　山口　浩季
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１７２９号
愛知県小牧市小木南３丁目238番地
債務者　加藤　奈見
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１４５１号
東京都八王子市川口町1605―６
債務者　笹本　美穂
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４８５号
東京都調布市東つつじケ丘２丁目39―12　ヴィラ・カトレア２―Ｇ
債務者　近藤　悦子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４８６号
埼玉県草加市旭町３丁目１―７―306
債務者　野津　栄
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４９１号
東京都小平市鈴木町２丁目868―102
債務者　宮脇　寿
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４９８号
東京都江戸川区東葛西９丁目５―17―404
債務者　神谷　弘
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１４９９号
東京都江戸川区東葛西９丁目５―17―404
債務者　神谷　麻美
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５２１号
東京都大田区大森西４丁目18―37―602
債務者　恩藏　明子
1　決定年月日時　平成26年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５３１号
東京都葛飾区立石２丁目30―11―201
債務者　須釜　英二
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５３２号
東京都台東区清川２丁目28―11　若松本店
債務者　八代　雅彦
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１１５３９号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目９―８
債務者　狩野　陵
1　決定年月日時　平成26年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部